

# 奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託 受託者決定基準

## 1 共通事項

- (1) 受託者は、奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託事業者選定委員会の委員毎に採点された得点（300点満点）の合計が最も高い者とする。
- (2) 提案内容の評価  
「提案書に記載する提案項目」（別紙）に基づく提案内容を後に示す採点方法を用いて評価する。
- (3) 得点合計の最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）の対応  
くじにより落札者を決定するものとする。  
この場合においてくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に全く関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

## 2 採点方法について

- (1) 提案書の分類と各配点について  
提案内容の評価については、「提案書に記載する提案項目」（別紙）の項目毎に配点を10点に設定する。
- (2) 得点の算出方法  
提案項目毎に絶対評価で評価を行う。  
ア 「評価点」の考え方
  - ① 提案を項目単位の採点は、5点を基準点とし、1～10点までの5段階で評価する。（10・8・5・3・1の5段階）
  - ② ただし、提案項目に対する記述がない場合、もしくは仕様書記載の要件について対応不可である旨記載がある場合には、当該項目は「0点」とする。  
イ 「得点」の計算  
得点合計＝項目毎の得点の合計

## 3 その他

- (1) 提案者が1者の場合  
本決定基準による採点の結果、得点合計が満点の6割以上で、かつ奈良県保健所医療費助成等事務処理業務委託事業者選定委員会の合議により認められたものについては、受託者として特定することができる。
- (2) 提案者が、以下に該当する場合には受託者として特定しない。
  - ア 得点合計が満点の6割未満の場合
  - イ 委託上限額を超えた見積書を提出した場合
- (3) 受託者と契約締結ができなかった場合、受託者が失格した場合は次点の者を受託者として契約手続を開始する。ただし、その場合も上記(2)の条件に該当しないものであること。